

(2) 国の計画の見直し

平成28年5月に閣議決定され、3年ごとに見直しを検討するとしている国の地球温暖化計画については、現在見直し作業が進められている。

パリ協定(2015年12月採択)

世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力を継続すること。

地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)

- ・中期目標:2030年度において、2013年度比26.0%減の水準にする。
- ・長期目標:2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- ・毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

IPCC1.5°C特別報告書(2018年10月公表)

- ・現在と1.5°Cの地球温暖化の間、及び1.5°Cと2°Cの地球温暖化の間には、生じる影響に有意な違いがある。
(2017年で約1°C上昇)
- ・将来の平均気温が1.5°Cを大きく超えないような排出経路は、2050年前後に世界の排出量が正味ゼロとなっている。

日本のNDE(国が決定する貢献)の国連への提出(2020年3月提出)

2030年度26%削減目標を確実に達成することを目指すことを確認するとともに、この水準にとどまることなく更なる削減努力を追求していく方針を新たに表明
これに基づき「地球温暖化対策計画」の見直しに着手

地球温暖化対策計画の見直し

- ・世界中で脱炭素化の動きが加速
- ・ゼロカーボンシティ表明自治体の広がり (R2.11.3 現在 169自治体)
- ・菅首相が10月26日、所信表明演説で2050年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにすると表明
- ・本市においても、ゼロカーボンシティ表明に向けて検討している。

3 進行管理指標の見直し時期の延長、及び計画の見直し

気候変動適応法の施行、国の地球温暖化対策計画の見直し等、本市の地球温暖化対策を取り巻く情勢の変化があったことから、進行管理指標の見直し時期を1年延期し、併せて、気候変動適応計画として適応策を実行計画の中に盛り込むとともに、国の計画の見直しを踏まえた計画の見直しを令和3年度に行う。

情勢の変化を受けての変更等

	計画	計画の見直し等	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
高松市	地球温暖化対策実行計画	進行管理指標見直し時期を1年延期し、併せて気候変動適応計画及び国の計画の見直しを踏まえ計画の見直しを行う		★	→					★ → ☆
			指標見直し時期の延期、気候変動適応計画及び国の計画の見直しを踏まえた見直し							
国	地球温暖化対策計画	現在、計画の見直し作業中である		★		○	★	→		☆
			気候変動適応法施行 気候変動適応計画策定				計画の見直し作業中			
香川県	地球温暖化対策推進計画(第3次)	第4次推進計画の中に、気候変動適応計画を盛り込む	★				○	→		★ → ☆
			気候変動適応センター設置				気候変動適応計画を盛り込む			